

第1章 総則

(目的)

第1条 中京大学附属中京高等学校校友会（以下「本会」という。）は、第3条に規定する会員相互の親睦を図り、校友の組織を充実させるとともに、中京大学附属中京高等学校の発展に寄与することを目的とする。

2 本会は、中京大学附属中京高等学校（愛知県名古屋市昭和区川名山町122）内に置く。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 理事会の開催
- (2) 懇親会の開催
- (3) 会報の発行
- (4) 会員名簿の管理
- (5) 学校施設充実への協力
- (6) 給費型奨学金による難関大学合格者への支援
- (7) 中京大学附属中京高等学校の行う諸行事の支援
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び役員

(会員)

第3条 本会の会員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 中京商業学校、中京商業高等学校、中京高等学校及び中京大学附属中京高等学校の卒業生
- (2) 特別会員 中京大学附属中京高等学校の現旧教職員及びこれに準ずる者

(役員)

第4条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 卒業年度ごとに若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 会計 2名

(役員を選出)

第5条 会長は、理事会で選出する。

- 2 副会長は、理事会の議を経て会長が決定する。
- 3 理事は、卒業年度ごとに若干名を会長が選出する。
- 4 監事は、会員の内から、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 5 会計は、会員の内から、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、職務を代行する。
- 3 理事は、理事会で議決する議案の審議を行う。
- 4 監事は、年度末において会計を監査する。
- 5 会計は、本会の会計業務を行う。

(役員の仕事)

第7条 会長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き9年を超えて在任することはできない。

- 2 前項以外の役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉顧問・名誉会長・顧問・参与)

第8条 本会は、名誉顧問、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、学校法人梅村学園総長・理事長とする。
- 3 名誉会長は、中京大学附属中京高等学校長とする。
- 4 顧問は、元会長とする。
- 5 参与は、元副会長とする。

第3章 理事会

(理事会)

第9条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会は、役員で構成し、会の運営上必要な事項を審議する。
- 3 理事会は、原則として年1回開くものとする。
- 4 理事会の議長は、会長が当たる。

(成立及び議決)

第10条 理事会は、役員総数の過半数の出席をもって成立する。

- 2 理事会の議決は、出席役員の過半数をもって決する。

第4章 会計

(会費)

第11条 正会員は、卒業時に終身会費として10,000円を納入するものとする。

- 2 会費の金額については、理事会で定める。

(寄付金)

第12条 本会は、会員その他から寄付金を受けることができる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 雑則

(会則の改廃)

第14条 この会則の改廃は、理事会の議を経て会長が行う。

(変更)

第15条 本会は、附属高校としての位置づけをより明確にするため、2024年4月より梅村学園校友会の組織に加わり、名称を中京大学附属中京高等学校同窓会から中京大学附属中京高等学校校友会に変更した。

附 則

この会則は、1958年6月21日から施行する。

附 則

この会則は、2002年10月21日から施行する。

附 則

この会則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2017年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、2018年5月12日から施行する。

附 則

この会則は、2020年5月16日から施行する。

附 則

この会則は、2021年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、2023年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、2024年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、2025年5月10日から施行する。